

**デジタル時代における放送制度の在り方に関する検討会（第35回）
議事要旨**

1. 日時

令和7年8月5日（火）16時00分～17時36分

2. 場所

総務省内会議室及びWEB

3. 出席者

（1）構成員

三友座長、伊東座長代理、飯塚構成員、大谷構成員、奥構成員、落合構成員、宍戸構成員、
曾我部構成員、瀧構成員、長田構成員、林構成員、山本（隆）構成員

（2）オブザーバ

日本放送協会、（一社）日本民間放送連盟、（一社）日本ケーブルテレビ連盟

（3）総務省

豊嶋情報流通行政局長、近藤大臣官房審議官（情報流通行政局担当）、佐伯同局放送政策課長、
坂入同局放送業務課長、飯村同局放送施設整備促進課長、吉田情報通信作品振興課長、
増原同局放送政策課国際放送推進室長、横澤田同局放送政策課外資規制審査官、
西村同局放送政策課企画官、佐々木同局放送業務課企画官

（4）発表者

青山学院大学総合文化政策学部 内山教授
慶應義塾大学 クロサカ特任准教授

4. 議事要旨

（1）検討チームからの報告

広域大規模災害を想定した放送サービスの維持・確保方策の充実・強化検討チーム主査である
三友座長及び検討チーム事務局より、資料35-1に基づき、説明が行われた。

放送・配信コンテンツ産業戦略検討チーム主査である青山学院大学 内山教授及び検討チーム事務
局より、資料35-2に基づき、説明が行われた。

（2）意見交換

各構成員等から以下のとおり発言があった。

【伊東座長代理】

資料35－2につきまして、かなりプリミティブな質問ですが、よろしくお願いいたします。

ここで検討されているコンテンツ産業の振興策等においては、どのような種類のスクリーン、あるいはディスプレイを主な対象とされているのかという質問でございます。放送・配信コンテンツと銘打っているのも、家庭用のテレビ端末、つまりアスペクト比が16対9の50インチ程度のディスプレイと、映像フォーマットとしては、フルHDに加えて、4Kも想定されているのでしょうか。映画のような大型のスクリーンを対象とする場合には、また少し対応策にも異なる部分が出てくるのではないかと思ったものですから、お伺いした次第でございます。

【吉田情報通信作品振興課長】

事務局でございます。伊東先生の御質問に御回答申し上げます。

基本的にそれらで想定しているスクリーンというのは、まさに映画のような巨大スクリーンというものを想定はしてございまして、放送・配信のコンテンツとして、基本的には16対9で、50インチ未満といいますか、その辺り以下のものを想定しているところでございます。当然技術につきましても、4Kを使ったものというところでございます。この検討チームの中におきましても、海外の配信コンテンツ等においては、ある意味4Kがデフォルトといいますか、かなり比率が高まっているというところもございまして、その4Kで製作するということを、ある意味目指し、それでまだ不十分な場合に関しては、その対応策の中で、先進的なデジタル技術の活用補助等の抜本的な取組を通じて、日本のコンテンツを、4Kを使って、海外展開や製作をしていこうというのが記載されているところでございます。

【伊東座長代理】

4Kに力を入れていかれるというようなお話でございますので、承知いたしました。

【奥構成員】

最初の広域災害検討チームの資料について、御質問させていただきます。

その中の検討課題の2で、タイトルに「ローカル局の放送が停波した場合」と書かれていますが、具体的なこのイメージがちょっと分かりにくかったので確認させてください。例えば、能登半島地震のときは、石川エリアのNHKと民放はもちろん機能していながらも、中継の鉄塔やミニサテが倒れていて、放送ができない、送信ができないということで、NHK金沢放送局はBSプレミアムで石川の県域情報を放送したわけです。その場合の番組は、金沢の地域密着型の災害被災情報や復旧・復興情報が流れるということを指しています。

しかし今回の場合は、CSのニュースチャンネルを流すとか、124度・128度で東京・関東圏の広域の

情報を流すというようなことが書かれていますが、これはイメージ的には首都圏からのマクロな、日本全体の情報を伝えるということで、ローカル局の特定エリアの被災地に合わせたような、細かいミクロな被災状況や避難状況などをお知らせする手段については、この課題の中でどんなポジションに位置づけられているのかをお伺いしたく、質問させていただきます。よろしくお願いします。

【飯村放送施設整備促進課長】

検討課題の2につきまして、広域大規模災害を想定した場合の対応の方向性を中心に御議論いただいたところでございますけれども、一番直近の例としては、能登半島地震における衛星放送の活用例もございましたので、地上波やケーブルが断絶した場合の対応の一例として、衛星のスクランブル解除を、挙げさせていただいている部分でございます。

また、議論の中では、地域特性に応じまして、例えばネットの活用を含めて、重層的に色々な情報の提供の在り方も検討していくべきではないかといったような御指摘等もございましたので、そういった点なども含めまして、総合的な検討が今後重要になってくると考えてございます。

【三友座長】

提供できるものを提供していくという、基本的な考えはそういったところか思います。

【落合構成員】

私からは、災害チームの御発表に1点と、また2点ほど、コンテンツの御発表についても質問させていただきたいと思います。

1点目が、まず大規模災害のチームについてですが、今後、ブロードバンド代替であったりですか、インフラの在り方を議論して、共通化であったり様々な形で協調していただきながら運営していくということがあるかと思っております。一方で災害対策というのも一つ、大変重要な放送局の役割ではございますが、負担軽減というところも、やはりしっかり進めていかなければいけないところだと思っております。この辺り、バランスの取り方、これからインフラの持ち方も変わってくると思いますので、今後どういうふうに見て整備していかれるかについて、お伺いできればと思いました。

また、コンテンツに関しましては、データについては、後ほどクロサカ先生からも御議論があると思いますので、2点お伺いしたいと思っております。

1つが、ブロードバンド代替等の議論の中でも出てきますし、直近の放送事業者の方々とお話をしても、著作権の処理に関する課題について、よく接することがございます。これについてやはり万全のサポートを行っていく、また必要に応じて制度などについても議論をしていくことが、重要なフェーズだ

と思っております。コンテンツのワーキングの取組の中でも、著作権の処理にしっかり支援をしていくといったところは含んでいただいているのではないかと思います、そういった御理解でよろしいかというところです。もう1点が、これも別のガバナンスの方で議論になってございましたが、サプライチェーンといいますか、製作会社との関係での対価の適正化、転嫁のようなところも、非常に重要な課題になってきていると思っております。ガバナンスそのものもありますが、やはりコンテンツや、製作会社との取引環境の在り方を検討する中で見直していくべき部分も大きいかと思いますので、この点についても、今後さらにどういう形で継続して議論していられるかをお伺いできればと思いました。

【飯村放送施設整備促進課長】

御質問いただいた点につきまして、御指摘のとおり、災害対策ということも重要な点でございますし、また今後、BB代替等含めて、インフラの在り方、共通化などの検討も進んでいくことでございますので、放送事業者の負担軽減というところで、議題のところにもお示ししましたように、放送ネットワークの強靱化ですとか、被災した場合の早期復旧のための財政支援の継続、拡充などにも、引き続き取り組んでまいりたいと思っております。また、8ページ目、9ページ目の辺りにもございますけれども、放送事業者の経営への影響ということも大きい点でもございますので、施設ごとの重要度を見極めて、バランスよく対策を進めていくことが重要であるということを、議論の中でも御指摘いただいたところでございます。

また、今後共同利用ですとか、複数の主体が連携して、放送設備の安全・信頼性を確保していくといった必要性も出てまいりますので、そういった部分で、主体ごとの役割分担であるとか、あとは自治体等を含めた連携の強化なども重要になってくると考えてございますので、そういった点でまた検討を進めてまいりたいと思います。

【吉田情報通信作品振興課長】

落合先生からの質問2つについて御回答申し上げます。

1つ目の著作権の処理に関しましては、BB代替もありますし、あとは海外展開と、様々な場面において権利処理の課題の把握・整理というのは必要でございます。それに関して様々な取組みを行うことによって、必要な支援を行っていくということになると思います。この取りまとめにおきましても、権利処理の効率化に向けた一元的なシステム構築というところの提言等がなされておきまして、権利処理に関しましては、企画・開発、製作、権利処理、流通と流れる、このサイクルの一つの非常に重要なパーツになりますので、この提言の中でも引き続き取り組むこととされているところでございます。

2点目のところの製作環境に関しましては、ガバナンスに関しましては別途議論等がなされていると

ころではございます。関連する部分で製作に関しましては、本取りまとめ（案）におきまして、製作環境の実現という観点で、番組製作会社、放送事業者の製作環境については記載をされているところでございます。その取りまとめの中でも今後の対応策といたしまして、番組製作会社、放送事業者に対するアンケート調査、ヒアリング等を引き続き実施して、ガイドラインの遵守状況をしっかり把握していくとともに、必要に応じてさらなる見直しを検討すべきであると記載されているところでございます。製作環境整備といたしましては取組を進めていくところでございます。

また、この取りまとめ（案）におきましても、製作現場の就業環境についての対策が重要であるということから、番組製作会社等に対するヒアリング、アンケートを通じた実態のしっかりとした把握等をするとともに、就業環境に関する業界の自主的な取組を促すべきとしているところでございます。

【曾我部構成員】

私も、この資料35－1の広域大規模災害に関して、既に先ほど御発言いただいた奥構成員、それから落合構成員と重なる部分があるのかなとは思いますが、この資料の1ページのポイントの2つ目と3つ目のある種の関係性について伺います。2点目の放送ネットワークの強靱化とか、早期復旧のための財政支援の継続・拡充という辺りは、既存のネットワークを強靱化する、あるいは復旧を支援するというものであるのに対して、3点目の代替のところは、それとはまた異なる観点であるということかと思えます。ただ、両者は、既存のネットワークで対応するのか、代替策で対応するのかという、二者択一という側面もあろうかと思えます。既存のネットワークを強靱化するといっても、リソースを要する話でもありますので、どこまで強靱化をしておくのか、あるいはどこまでを諦めて代替のほうに頼むのかというようなところで、ある種のトレードオフといいますか、代替関係にあるのかなというふうに理解しました。

そこでお伺いしたいのは、この2点目と3点目の関係性といいますか、プライオリティーといいますか、こういった点について何らかのお考えがあるのかということをお伺いしたいのが1点であります。先ほどのお答えからすると、バランスの取れた対応というようなことかもしれませんけれども、もし重ねて御説明いただけることがあればいただきたいということです。

もう1点は、4点目の臨時災害放送局に関してですが、今般の能登半島の震災に関しては、この臨時災害放送局の開設が非常に遅れたというか、後になってから開局したという報道に接しています。

今回の資料ではその理由として、制度的な要因、無線従事者資格の問題が指摘されておりますけれども、もう少しコミュニティ的な背景や、経済的な基盤といった要因もあるのかなと想像しておりまして、その辺りのハードルといいますか、臨時災害放送局を活用促進するための課題について、この無線従事者資格以外のところについて、もし議論があったのであれば教えていただきたいというのが2点目にな

ります。

【飯村放送施設整備促進課長】

1点目の御質問につきましては、先ほどもお答えさせていただいたものと重複をしてしまいますが、それぞれの地上放送、ケーブルテレビ、衛星といったところで放送を行っており、災害時含めて強靱化していくような対策も重要でございますので、強靱化への対策、BCPの確保といったようなところなどを中心に御議論いただき、まとめさせていただいております。なお、その際、やはり放送事業者への影響や、また全体的なバランスもございますので、重要度等も含めてバランス良くといったところですか、インターネットを含めた、可能な限り様々な手段で提供できる環境を構築していくことが重要なのではないかと考えてございます。

2点目の臨時災害放送局につきましては、全体的にも非常に課題も多かったのですが、まずもって、操作に必要な無線従事者資格が通常のコミュニティ放送よりもレベルが高いものが必要で、人員確保がなかなか困難であるといったことがございました。またコミュニティ放送につきましては、自治体との協定等に基づき、災害時等に臨時災害放送局の運用協力等が行われておりますが、平時におけるコミュニティ放送事業者の収益確保の困難性といった部分での課題感みたいなところなども、議論の中でも御指摘がございました。

そういったところも踏まえて、直ちに対応することがなかなか難しかった部分もあると考えてございますので、制度的な課題があれば、対応していくということですか、常日頃、適切な情報手段の在り方がどうあるべきかといったところなどは、引き続き重要な課題だと考えてございます。

【青山学院大学 内山教授】

先ほどの伊東先生の御質問の部分です。明確に6回の会議の中で端末のことを議論したことはありませんでしたが、UHDというワードや、あるいはハイエンゲージメントという意味合いで、暗黙の前提で議論している場面は非常に多かったと考えております。

(3) 視聴データの活用について

慶應義塾大学 クロサカ特任准教授より、資料35-3に基づき、説明が行われた。

(4) 意見交換

各構成員等から以下のとおり発言があった。

【落合構成員】

私から3点ございます。

1つがまず、クロサカ先生が最初の定義の中で、特定視聴履歴と非特定視聴履歴を区別せず議論していただいたことが重要だったと思っております。やはり配信と、そうではない、一般的なテレビから得られるものを総合していくことも必要でしょうし、デジタル行財政などでも議論されておりましたが、過去に投資があったものに対する負担の合理化を考えつつ、いろいろな形で共通化して、一体の仕組みとしてできる限り利用できるようにしていくことが、縦・横とおっしゃられたところにもつながるかと思いましたが、この点、クロサカ先生はどう思われますでしょうかということが、まず1つ目です。

2つ目といたしましては、今後の視聴データの利用に当たって、やはり民放の事業者に対する信頼性の向上は、極めて改めて重要なのではないかとと思っております。そういった、自らルールを定めていき、またその中に、データに関する考え方なども取り入れていくということも含めて、信頼できる主体であると示していくこともあり得るのかと思われませんが、この点もどう思われるかという辺りをお伺いできればと思いました。

そして第3点としましては、データの利活用の範囲につきまして、1、2、3ということで、災害発生時、平時における地域のニーズ、また地域経済循環ということで、公益という観点から見たときに、説明がしやすい順から、よりチャレンジングな方に流れていくような部分もあったかと思いました。とはいえ、こういったデータを利活用して、地域の社会を維持していくということも一つの公益につながってくるところで、こういったところまでしっかり見ていくことで、ある種、広告ビジネスのテレビ、放送事業者を介した存続価値を高めていくということかと思いましたが、やはり地域経済の循環というところまで含めて、公益であると持っていけるような、そういうロジックの整備ということも必要かと思いましたが、改めてクロサカ先生にもお伺いできればと思います。

【慶應義塾大学 クロサカ特任准教授】

まず1点目、一体化に向けた仕組みとしてというところですが、総論としては御指摘のとおりだと考えております。私もここで威勢よく、もうデータを全部一元化・一本化してしまうと申し上げたいところではありますが、ただこれは、当然そのデータエンティティであるユーザー、視聴者が存在するところでもございますし、また先ほど申し上げたとおり、事業者の間で既に取組みが分かれてきているところもあろうかと思えます。

現在のデータ処理技術でできることということも、もう少し技術的検証も実は必要なところではありますが、こういったことを勘案しつつ、できるだけ無理のない形で、何でも全て一本化するべきなのか、それは少し先のゴールとして見定めつつ、その手前のところで、実現可能ないしはユーザーに対しての説明が可能なところからステップを踏んでいくべきなのか、こういったことは、より丁寧に議論を重ね

ていくべき、なおかつ、できるだけ開かれた形で議論を進めていくべきと考えております。

2点目、民放の皆さんの信頼性向上、これは御指摘のとおりでございますが、私はやはり、自ら更に説明をしていただくということを、ぜひ民放の皆様へ御検討いただけないかと考えております。これはなぜかという、ちょっとおこがましい言い方かもしれませんが、多くの民放の皆様は、100%と言えるか分かりませんが、多くの方々は、世の中のため、社会のために自分たちが仕事をしているという考えをお持ちで取り組まれているというふうに思います。

事業者の皆様自身が面倒くさいと思っているようなことも、実は丁寧にやっていることで、おかしいことにならないようにしている。広告の審査、考査ということはまさしくそういったことが入ってくるかと思いますが、恐らく私も含めて、業界の方でも知らないぐらい、相当丁寧に、ある意味面倒くさく、広告主を審査したり、広告内容をチェックしたりというようなことをされているはずですし、これはデータの取扱いについても同じようなことを考えておられるというふうに思います。こういったことが、何のために、それをどういう理念に基づいてやっているのか、こういう取り組みをしていて、こういうことを今後やっていきたいということを、ぜひコミュニケーションを図っていただきたいというのが、信頼性向上の第一歩だと思っております。

あと、地域につきましては、この地域と放送の在り方、地域社会と放送の在り方について、より深く議論をしていく必要があるだろうと思っています。地域経済循環について、基礎として私は非常に重要だと思っておりますが、ただ我々人間は既に県の中だけで住んでいるわけではないというようなこともあろうかと思っています。広島東洋カープのファンが広島県にしかないというわけでは当然ございませんので、そういったことを勘案して、我々が生活している空間は一体何なのか、その中で例えば必要とされる番組コンテンツが、どのように製作されていくのか、そこに対してどのような経済圏が発生し、広告が配信されていくのか。こういったことをより柔軟かつ詳細に検討していくということが、基礎として重要になるのではないかと考えております。

【落合構成員】

いずれもありがとうございます。非常に難しいパズルを解いていくというところもあると思いますし、データの検討をしてもなかなか1つの取り組みだけで包摂していくのは現実的ではないと思いますので、まさしく今、御議論にあったような点を踏まえて、今後議論していけるといいと思いました。

【林構成員】

クロサカ先生、大変示唆深い話、ありがとうございました。私からは2点ございます。

1点目は、局をまたいだ、あるいはその系列をまたいだ視聴データの共有可能性についてお伺いしま

す。現状は視聴データの利活用、スタンスも、またその準備状況も、各社一枚岩ではないというお話でしたが、将来的には日本においても、例えば日本テレビ放送が、昨今電通なんかと協力して、アドリーチマックス構想というのを検討していらっしゃる様に、放送業界全体として、そういったある種の視聴データ駆動型の広告配信モデル、ないしプラットフォームを共通基盤として採用する可能性はあるのではないかという気もしますが、その辺り、先生はどう見ておられるのか。今後も基本的には、局ないし系列ごとの文化を前提とした利活用モデルを想定すべきなのか、その辺りをお聞きしたいというのが1点目です。

2点目は、クロサカ先生は現在アメリカにいらっしゃると思いますが、アメリカの放送ビジネスにおける広告セールスについて、クロスセグメントもあれば、ビッグデータ活用もあれば、そういった流れが非常に進んでいるように日本から眺めているわけですが、アメリカの視聴データの利活用モデルと比較した場合の日本の立ち位置であるとか、要するにアメリカから見えてくるものが何かあればお教えいただきたいということです。日本の強み、弱みも含めて御教示いただければ幸いです。

【慶應義塾大学 クロサカ特任准教授】

林先生、ありがとうございます。まず1点目です。将来的なゴールイメージとして、全体的に一元化に向けて活用する可能性、これは十分にあらうかと思ひますし、まさにこの親会でも恐らく再三議論が出ているかと思ひますが、いわゆるビッグテック対応をしていくときに、できるだけデータ基盤は大きいほうがいいということ、これはやっぱりデータを利活用するときの大前提でもござひますので、そろえられることをできるだけそろえていただくということは重要だろうと思ひております。

一方でここが若干難しいところが、やはりもうファーストパーティーとして、通知と同意に基づき、事前同意で取得されているデータ、これを全部くっつけていくということは、恐らく対視聴者というだけではなく、事業性の観点からもちよつと違ふというやうなところも出てくるかと思ひます。ですのて、どの部分を共通的に持ち、どの部分を事業者の創意工夫、独自のものとして持っていくのか。こういったことを恐らく、セットと言うとちよつと雑かもしれませんが、きちんと腑分けした上で全体感を持って議論をしていく。こういったことが今の段階では必要だろうと思ひております。

これがまたさらに、それぞれの放送事業者の皆さんが、先ほどビッグテック対応と申し上げましたが、既にビッグテックと連携しているところもあるわけてす。こういった様々な戦略の違ひのやうなことも、幸か不幸か、もう既に発生しているところでもござひますので、どこまでが言わば共通的な利用の領域、協調領域で、どこからがそれぞれの事業者に任せるべきところなのか、またその線引きはさらに最終的には、恐らく競争政策的なところにも少し影響が出てくるかと思ひますので、こういったところを、非常にあれもこれもいろんな視点を入れると難しい議論にはなるものの、そろそろ難しい状態で解きに

かなければいけないと理解しておりますので、そういった議論をぜひしていただけると、大変ありがたいなと思っております。

あと、アメリカにつきましては、これはお時間をいただくと3時間でも4時間でも実は話してしまうので、簡単に手短かに申し上げますと、まず日米で比較したときの日本側のアドバンテージは、データ利活用に関して言うと、ほぼないと考えていいと思います。やはりアメリカのほうが圧倒的に進んでいます。これは、とりわけ今般、FASTというようなサービスが言われています。つまりネットで、AVODベースで様々なコンテンツとかも見られるようになっている。

私の生活者として普通に見られるような状況になっておりますが、これはFASTが偉いとか、従来の放送がこうだということではなく、アメリカの放送事業者の皆さんは、あらゆること、例えば放送波を使う、FASTを使う、Youtubeで配信する、こういったことを全部組み合わせてやっています。こういうのを全部やっているから、クロスジェネレーションもできますし、それぞれの要素で取れているデータを、自分の主体的な判断で複合したり、分析したりすることができるという取組をされています。何でここまで活発にされているかという、逆に言うと、それぐらいやらないとYoutubeに勝てないというのが彼らの強い危機感です。

今年になって、とりわけトランプ政権になってから、実はアメリカの放送政策もかなり議論が活発化しておりまして、例えば、いわゆるアメリカのマス排が全国視聴者の39%以下にならなければならないというようなレギュレーション、これは1996年の電気通信法で規定されていたと思いますが、あれがさすがにYoutube時代に、Youtubeにはそんな規制がかかっていないので、時代遅れ過ぎるだろうというようなロビイングが発生して、そういった放送がどのようにあるべきなのかというような議論が、かなり活発に行われ始めているところでもあります。

こういったことと、今申し上げたような現実のビジネスとできる技術というのが、かなりドラスティックに動きながら、今アメリカの放送が動いているというふうに理解しておりますので、ぜひこの辺りは私も引き続き、調査研究を続け、また何らかの機会でもどこかで発表させていただければと考えております。

【長田構成員】

クロサカさんの御整理、ありがとうございます。その中で、私自身がずっとこの問題について、放送セキュリティセンター（SARC）さんの取組みとしてずっと関わってきた者として、1つだけ違和感のある言葉があります。というのは、3ページの2ポツのところ、他のところにも出てきますが、この広告による収益の維持を図ることは、放送事業者の維持という「公益」という言葉を使っていらないです。これは本当にこのことを公益と言っていいのかというところは、ちょっと違和感がありますとい

うことをお伝えしたいです。もし公益だということであれば、この広告の収益をどう使っていくのかということも含めて、我々にも説明をしていただくようなというか、何か基準があるとか、そういうことが必要になってくるのではないのでしょうかというのが、ちょっと素人な考えにはなりますけれども、そう思いましたということをお伝えしたいなと思いました。

もう一つは、本当にこの視聴データをどうするのかというところの取組みの始まりのときから思い起こせば、もう放送事業者の皆さんは、個別同意が不要な形でデータを利活用していきたい、だから特にそのことを視聴者に知らせる必要もないというぐらいに考えていらっしゃったのが始まりだったと思いますが、いろいろな話し合いの中で、そうではないということを御理解いただいて、御紹介があった、民放さんが何かつくられたり、あとdボタンを押したところに、同意の画面がすぐ出てくるような形に工夫をしてくださっているところもあり、テレビを見ることが、テレビの受信機もしくは放送事業者の皆さんがデータを取っていらっしゃるということへの理解は、非常に大きく進むようになったと思います。それは、やはりこれからも、クロサカさんもおっしゃっているように、きちんと皆さんに対して丁寧な説明をしながら利活用していくことが大切だということ、本当に賛成の意見です。

【瀧構成員】

クロサカさん、ありがとうございます。

2つ質問があって、1つは、2ページ目にいただいていた、「通知」の役割を果たしているというところを、ちょっとだけ解像度を高めたく思いました。通知なので、見ているという認識があるかなというくらいの話なのか、もう少し個人情報法などの中で、もう少し、納得したといったニュアンスがある理解なのかのところを、教えていただければと思いました。

あともう一つが、これはマネーフォワード社、自社でも家計簿をつくっていて、それをベースに広告を打ったりとか、広告商材を売っている立場なので、若干これをどうテレビに応用するのかなというも考えているところですが、マネフォ社だと、例えばユーザーは家計簿のデータを私どもにある意味預けているという状況ですので、前に買ったものをそのまま例えば推奨することができるわけですが、やはりそれは気持ち悪く思われてしまうと思い、やっていません。

というときに、やっぱりどこまでターゲティングされると嫌かといった議論は、多分今回を機に、何か少しずつ現れていくべきだと思っているときに、私はファーストステップでは、今まで見た番組を元に、何らか次にこのシリーズが、シリーズ2が出ましたから何々オンラインに加入しませんかとか、自社商材に近いところとかから入れるといいのではないかとといったような、漸進的にそういった宣伝を考えていってもいいのではないかという思いを持っています。

片や今日の内容を見ますと、結構網羅的にどんなレコメンドをしていいとか、どんな情報を活用す

るべきかは、結構、一旦全体像を見てからではないとやっぱり進みづらいのではないかというニュアンスも受けていまして、ちょっとそれは漸進的な話が成立し得るのか、やっぱりかなり大きく一回、ことを整理しないといけなさそうなのかというところの感触を教えていただければと思っています。

【大谷構成員】

大変興味深く御説明を伺いました。

まず、コメントを申し上げます。レコメンデーションなどに使われ、視聴者のコンテンツの選別につながるようなデータの利活用について、引き続きじっくり丁寧に検討を進めていくということはとても大事だと思っています。テレビ番組におけるコンテンツのフィルターバブルとかエコーチェンバーが起きないようにするということと、売れる番組、要するに視聴データによって売れる価値が明確になる番組だけが全てではないという理解は共通しているところだと思いますので、その観点も入れて慎重に検討するというコメントに大賛成だということです。

もう1点質問があります。媒体としての自らの価値を計測する指標を持っていないということ、よい視点だと思います。スポンサーにとっての番組の価値を示すということも大事で、それを知るためにデータを使うということだと思いますが、それ以外に、自らの価値を計測するデータの使い方も想定されているのでしたらお聞かせください。言い換えれば、広告スポンサーに示す以外のやり方で、どのように使うことをイメージされているのか、そうでないと、こういうきれいな言い方をするのは何となく、言葉のマジックのような気がしております、お尋ねする次第です。

【奥構成員】

データの利活用ということについて放送局を主語にすると、個社でやられている分には、個社の編成・制作のためには十分利用できると思いますが、やはりビジネスドメインである広告ビジネスということを見ると、広告主が主語になると思います。そこに加えて広告会社があって、それぞれのキャンペーンや商材の規模に応じて、局をまたいだデータの利活用をしたいというニーズが必ずあります。その辺りをどのようにステップを踏んで対応していくかについて非常に気になりますということを、コメントとして申し上げます。

【飯塚構成員】

クロサカ先生の御提言の中に既に含まれている視点かもしれませんが、広告主の視点というのもやはり重要な要素ではないかと感じていました。例えばイギリスの商業放送大手、あるいはフランスの公共放送や商業放送は、動画配信サービスやIPTVサービスにおきまして、特に地域の中小規模の広告主向け

に、事前同意を得た視聴者に対しては、ターゲティングされた動画広告が提供されていると承知しております。これまでテレビ広告を出していなかったような地域の中小企業を、デジタル広告の新しい広告主として位置づけて、広告主の収益拡大に寄与していくということも、放送事業者の重要な役割になっているのではないかと見て取れます。日本においてもそうした地域の中小企業を広告主として積極的に取り組んでいくためにも、例えば視聴データが利用できる共通の仕組みを実現可能な範囲内で整えていき、広告効果のより正確な測定を通じて、中小の広告主の収益拡大に貢献していくことが、ひいては地場産業や地域経済の活性化に寄与することになりますので、そうした観点における放送事業者の役割というものも求められているのではないかと思います。

なお、その広告効果の測定に関しては、アメリカでは、従来のテレビと、コネクテッドテレビとの相互のプラットフォームの間での広告キャンペーンが重複しているケースがあるという指摘があり、こうした重複をどうやって回避していくのか、そういった仕組みづくりも、広告主の効率的な広告費の使い方に貢献するためにも、考えていかなければいけないと思います。

【慶應義塾大学 クロサカ特任准教授】

まず長田構成員の御指摘についてです。非常に重要な御指摘だと思います。今回は公益だとあえて言い切っておりますけれども、御指摘のとおり、本当かというような検証は常に必要だと思っております。一方で、以前のこういった議論の場合、放送局が倒れてしまうというようなことを、あまり想定していなかったと思いますが、今般、ローカル局の中では、経営状況、あるいは少なくとも資産状況が悪化してきているところは、残念ながらあると思います。ですので、こういった観点、放送局がなくなってしまう可能性が出てきたという時代状況を踏まえて、それを維持するということが、先ほど申し上げたとおり、知る権利であるとか、情報的健康に寄与する可能性があるというような仮説を一つ持って見た上で、本当にそれは公益なのかというような議論を進めていく必要があろうかと考えております。

瀧構成員からの御指摘、ありがとうございます。この通知の役割については、これはいわゆる個人データの取扱いについて、常に同意の通知はどこまでやればいいのか、どのようにすれば同意なのかということが、悩ましい問題として発生するところだと思っております。民放連の皆さんが取り組まれていることは、実は定性的なものというだけではなく、比較的定量的な調査で、この広告、共通素材を見ているのか、どのように評価されていますかということを分析されていらっしゃるようで、その中の結果としてポジティブになってきているということが出てきているそうです。今日は私の立場からは説明を割愛させていただきますが、検証を進められているというようなことを伺っておりますので、ぜひこういった営みを継続、拡大いただきたいというところだと思っております。

あと、先ほどの、今まで見た番組ですとか自社商材をやっていくというところ、これは非常に重要な

視点であるのと同時に、ほかの方からもコメントいただいたとおり、これを過度にやり過ぎると、フィルターバブルの中にどんどん入ってってしまう可能性があります。またテレビは、やはりチャンネルでがちゃがちゃ変えながらいろんなもの見られるということが一つ魅力であると考え、1つのチャンネルに完全にロックオンされてしまうというような状況が、あまり好ましいというか、視聴者がそもそも好まない、場合によっては放送事業者の皆さんも好まないという可能性があるかと思います。

放送の枠の中では、こういった出し分けを過度にするということは、今のところ考えていませんと、調査に答えていただいた方々もいらっしゃいますし、一方で、視聴者が求めているとなるとやってみようということも出てくるかと思いますが、この辺りは何が本当に視聴者にとって、我々にとって必要なものなのかという議論から進めていくべきで、少し大きな整理が、御指摘のとおり必要ではないかと思っております。

大谷構成員から御指摘いただいた点、これは非常に重要なところだと思います。スポンサーにとっての番組の価値、これは広告を支えるという意味では基礎的に重要だと思いますが、恐らく今後スポンサー、広告モデルの中の広告主というだけではなく、社会においてこの媒体がどのような機能を果たしているのか、役割を果たしているのかということ、検証していく必要もあるだろうと思っております。ただここを丁寧にやらないと、うちのメディアのことをちゃんと見てください、見なさいみたいな言い方になってしまうと、本末転倒なところもございますので、ここは一体何が自らの価値として特定されるべきなのかということ、これはやはりまだまだ議論が必要だろうと思います。また、広告以外のビジネス、ECのようなものについても、視野の中に恐らく今後入ってくるだろうと思いますが、これが本当に強く連携することが適正なのかというようなことについても議論しながら進めていくという段階では、今あるのではないかと考えております。

奥構成員からいただいたコメントについては、手短で恐縮ですが、ありがとうございます。

飯塚構成員からいただいた点は非常に重要だと思います。私が地域経済循環ということと言及させていただいた理由には、地域の広告主がテレビの中できちんと出てくる、イギリスなどでの取組みがあります。私は50歳になりますが、昔、両親の実家に帰ったときには、駅前のレストランの広告がいきなり出てくるといったものをよく見ていたわけで、でも本来あのようにあるべきだと考えると、もっと地域の中の経済活動とテレビということが密結合していくのだと思います。ただこれは、いわゆるボランティアベースの話だけではなく、ちゃんと経済として回ることが重要だと思いますので、このメカニズムをどのようにつくっていけばいいのかというようなこと、これは業界であったり、何かそのために、それこそ特例が何か必要なのかということであったりを、いろいろな視点で議論を重ねていただく必要がある。そういう意味だと、まだまだこれからやらなければいけない、議論しなければいけないことがある状況で、議論をどんどん開いていただきたいというのが、私の今日の発表の趣旨でもございま

す。

【三友座長】

本日は大分充実した議論をすることができました。改めてクロサカ先生、ありがとうございました。本日の議題は以上となりますが、時間の関係等で発言できなかった御意見、あるいは御質問がございましたら、事務局に御連絡をいただければと思います。

最後に事務局からお願いします。

【佐伯放送政策課長】

先ほど三友座長からございました追加の御意見につきましては、来週8月12日の火曜日までに事務局まで御連絡いただければと思います。よろしくお願いいたします。

(5) 閉会

事務局より、第36回会合については、別途構成員に案内する旨連絡があった。